

中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループの開催について

平成29年9月1日
中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた
関係省庁連絡会議決定

1. 中小・小規模事業者の長時間労働是正や生産性向上、人材確保の取組等について、省庁横断的に必要な検討を行うため、内閣官房副長官（衆）の総覧の下に、ワーキンググループを開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）
主査	厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 中小企業庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補 公正取引委員会事務総局経済取引局長 金融庁監督局長 総務省大臣官房長 法務省入国管理局長 国税庁次長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省労働基準局長 厚生労働省職業安定局長 農林水産省食料産業局長 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省総合政策局長 環境省環境再生・資源循環局長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。